

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 2 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (18 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	12 番	楠 部 重 計
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

7 番	湊 正 剛	13 番	新 家 弘
-----	-------	------	-------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (21 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宣 夫
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	大 方 肇	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	赤 井 康 彦	税 務 課 長	星 田 仁 志
建 設 課 長	東 信 行	産 業 課 長	福 原 茂 記
地籍調査課長	上 岡 重 和	水 道 課 長	前 守
下 水 道 課 長	東 敏 雄	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	学 校 教 育 課 長	坂 上 泰 司
社会教育課長	三 角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	山 下 時 克	書 記	池 尻 ひろ子
---------	---------	-----	---------

平成22年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	西 弘義	①湯浅分水の水道料金について ②もえるごみの入札について
2	岡 省吾	①資源ごみの入札のあり方について ②鳥獣害対策について ③特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理のあり方について
3	佐々木裕哲	①我が町の企業誘致計画は ②ふるさと納税制度の積極的な取り組みを ③抜本的な鳥獣害対策を
4	殿井 堯	①指定管理の清水の木材加工場について ②社会福祉法人「昭仁会双苑」について 「しみず園」について ③各区長から役場に対して要望書が提出されているが、町としての対応はどのようにされているか
5	堀江眞智子	①保育について
6	新家 弘	①吉田バイパスの工事について ②吉備中学校の総合整備について
7	増谷 憲	①平成23年度予算編成についての内容と方針、要求について ②有害対策について ③来年度卒業見込み有田3高校の就職支援について
8	亀井次男	①町施設、文化財を観光行政に
9	楠部重計	①観光巡回無料バスの運行について ②来年度（平成23年）保育所への入所申し込み状況はどうか

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、一般質問のライブ中継に当たり、機械の操作のため担当職員が議場に出席しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか20人です。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり9名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 14番（西 弘義）……………

○議長（前勢利夫）

14番、西弘義君の一般質問を許可します。

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告のとおり2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、湯浅分水の水道料金についてでございます。

このことは、先般、同僚議員も質問されておりますが、また見方を変えれば違うことばも出てくるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

この湯浅分水の件は、来年3月に料金の改定ということになっております。また、この湯浅分水というのは、旧吉備町のときにこの契約をしたものでございまして、その折にもいろいろな問題があつて契約に至ったわけですが、10年という長さがちょっと気にかかるようにも思います。今の時期、10年といえ一昔というようなそんな言葉もございまして、もう少し短目にやっただけならばというふうに、町長にもお願いしたいと、このように思うわけでございますが。

まず1点目は、1立米当たりの水道水の原価は幾らぐらいかかるのかということが問題でございまして、それによって湯浅町は幾らかとか、有田川町においては幾らやとか、その金額の差もございまして、それも含めてお尋ねしたい。

次に、湯浅町へは幾らで水の売買をしているのか。それから、また湯浅町の水道料金は幾らかということをお尋ねしたい。

そしてまた、有田川町では、立米当たり幾らで提供しているのかということもお聞きしたいと思います。これは、湯浅分水の水道料金の問題は、町民の感情からしても水道水の原価でというふうに改定をしていかなければならないのではないかと思います。と申し上げるのも、どうにも湯浅町は安価で町民にこの水を提供しているということがございます。原価は何ら変わりなく、片や湯浅町は安価で提供している。それは一体どこにあるのかということ、まず考えなければいけないと思いますので、今申し上げたとおりの1立米当たりの水道水の原価、湯浅町へは幾らで売買しているのか、湯浅町の水道料金は、有田川町では現在立米当たり幾らかということ、まず1

点目に最初の質問として聞かせていただきます。

次、2点目でございます。もえるごみの入札の件についてでございますが、もえるごみの入札を早急にとということでございます。これは昨年、住民福祉常任委員会でも取り上げた問題でございまして、当局はそのときに、来年度には入札をと言っております。これは、まず間違いないと思いますけども。にもかかわらず、この昨年度の来年というのは、恐らく今年度ということでございますよね。ということは、もう12月の押し迫ったこの時期に、まだ入札というふうなことも聞いておりませんので、できればそれを早急にやっていたらかなければならないと思います。なぜなら、一概に収集と言っても、普通のプラスチックとか、資源ごみの収集とかだけではなくて、この生ごみということに対しては物すごく収集するのに、なれるのに時間がかかるということ、入札をしてもそれだけの時間がかかる。それを見越しての入札の対応をやっていかなければならないのではないかと思います。入札をしても、すぐに収集できるというような問題ではないので、町長はどのように考えておられるかということも、まず1点としてお聞きしたいと思います。

まず1回目の質問を、これで終わらせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

また、今回も9名の議員さん、御質問をいただくことになっております。できるだけ丁寧に答えたいと思います。

まず、ちょっと答弁する前に、もう皆さん方、新聞等々でももう御承知だと思いますけれども、1週間前ぐらいから栗生地区のハチみつの巣箱へクマがつかまわって、ずっと毎晩毎晩、1週間ほど出てました。近所の方々も非常に不安がってたんですけども、振興局でわなを借りてしかけたところ、1回入ったけれども、そのわなのふたが左右食い違ってあったということですぐ逃げられまして、それで再度やり直したところ、きのうの夜の9時ごろ、クマが1頭かかりました。推定十四、五歳であるんですけども、非常にやせてて55キロしかなかったということで、きのう神戸から来ていただいて、麻酔銃で眠らせて、いろいろタグとかチップを埋め込んで、また有田川町の山の中に放したということでもあります。

それでは、西議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、湯浅町の分水の件でありますけれども、湯浅分水については、昭和51年4月より飲料水供給事業として分水を開始して、もう34年間経過しております。議員御指摘の水道料の単価を、給水原価にすべきではないかの御指摘でありますけれども、当然であると考えています。

さきに述べたように、34年もの長期にわたり分水を供給しておりまして、当初の

単価設定より契約更新時に随時アップをしてきた経過があります。現契約は、これもう御指摘のとおり、10年契約で24年3月31日で契約の期限が終了します。今、湯浅町の方から、引き続き分水をしてほしいという要望が出てまして、実は17日の日に湯浅の上山町長と、このことについてお会いする予定であります。契約を更新することになれば、せめて給水原価ぐらまで上げていただきたいなという思いを持ってまして、その方向で交渉をさせていただきたいと思っております。

ただ、これにいろんな経過があつて、当時、当時の吉備町ですけれども、水が豊富に出るということで、少しでも買っていただければ、ある程度、水道の方も助かるのかなという思いで分水をさせていただいたと聞いております。ちなみに、22年度も約4,000万円余り、湯浅町に買っていただいております。それで、分水の条件は幾らで売ってるのかということでもありますけれども、これは現在、1立米89円プラス消費税で、93円45銭で分水をさせていただいております。

それと給水料金、これは幾らかということでもあります。有田川町は現在、立米147円いただいております。それから湯浅町については116円だと伺っております。それと給水原価、これは10年度は最高に高かったのですけれども、21年度の給水原価については115円98銭であります。この10年契約というのは、実は県の方から指導をいただいてまして、ちょっと10年というのは長過ぎるのではないかと。分水というのはだめだという話でありますけれども、湯浅町の方も独自で100カ所ほどボーリングをされたそうでもありますけれども、なかなか水が出てこないということで、今後も引き続きこの給水をさせていただきたいなと思っております。

それからもう1点、もえるごみの入札の件についてでありますけれども。もえるごみの入札については、もう以前から御要望があったこと、議会からも指摘されたことがあります。このごみ収集を受けていただく方がなかなかいない時代からずっとやっていただいたという経緯もあって、それと清水地区においては年齢制限を設けて委託契約をしております。これはもちろん随意契約でありますけれども、23年度に清水地区において契約が、これもう終了します。これに合わせて平成23年度中に入札をしたいと考えております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

14番、西弘義君の再質問を許可します。

○14番（西 弘義）

再質問をさせていただきます。

湯浅分水のことですが、これは今現在、1立米単価が116円となっております、有田川町の水道料金が立米当たり147円、ここで約30円ほどの差がございます。そしてまた、湯浅町へは税金込みで94円、湯浅町の水道料金は116円で約22円の差でございます。これは、どのように解釈したらいいのか。有田川町は、水道会計

というのは独立採算主義でやっております。ただ、湯浅町は独立採算主義ではなくて、一般会計からも赤字の場合は持ち出しというふうに聞いておりますが。有田川町の場合は116円で30円の差、それで湯浅町の場合は20円の差ということになります。この20円と30円の差ではありますけども、これは管路の取りかえとか、そういうことに対してこの有田川町は先行でいただいておりますというふうに解釈をしているのですが。湯浅町、他町のことに関しては一切がたがた言うことではないのですけれども、20円というこの差であるということは、湯浅町も管路の設備とか、そういうふうにも考えてやっていると思われるんですけども。こう考えてすればいろんな問題もあろうかと思いますが、水道料金というのは有田川町、旧吉備町のときであれば吉備という言葉だけでいけたかもしれませんけれども、合併した以上は、やっぱり大きくなった町民の方々の意見も聞きながらしなければならぬ。湯浅町に対しての人的な感情もあるかとは思いますが、まず第一に、この有田川町がまず水源地であるということを考えていただいて、町民感情からも、この改定の折には、町長が言われたとおり、原価をとというふうにやっていただけるように。

そしてまた、10年間ということに対しては、これはちょっといかなものかと思っておりますので、この10年一昔というふうな、そういうふうな感じのやり方はしないで、やっぱりもう少し短いように考えていただければと思います。また、後ほど3回目には言葉を出させていただきますけれども、この件はまた言葉をいただきたい。

それから、もえるごみの問題でございますけれども。これもまた住民福祉の方でもいろんなことがありまして、プラスチックの問題から、約10年ほど前からこの問題に旧吉備町からも取り組んでおり、そしてまた諸先輩方の議員さんもこのことに関しては、非常に心を砕いておられて今に至ったわけでございますけれども、その間にもこの生ごみの問題、たびたび出たと思います。昔から、生ごみの収集に対してお願いしてきたという経緯もございますが、プラスチックから始まって、順次入札するに当たって生ごみだけはちょっとおくれたように思われます。これは町長、まさかと思うけど、そんなことはないと思うんですけども、そのわけというんかな、そんなことは恐らくなかったように思いますけども、そういうふうな何かわけでもあるのか。もしあれば、またいろいろそのことを教えていただきたいと思うんですけども。

先ほども申し上げましたとおり、この生ごみの収集というのは、プラスチックとかそういうものよりも、なれるのに物すごく時間がかかるということで、本来なら23年度中ということがございました。23年度中にやってから24年度というのが本来であったと思うのですけれども、それは一番最初、昨年度のこの委員会の中でも当局からの言葉をいただいておりますが、これは収集に時間がかかるということで、それだけの時間を猶予しようやないかと、そういう言葉があったように聞くのですけども、また僕も聞いておりますが。来年度入札となった場合に、そしたらこの収集に対してなれる時間というのはどのように、時間的なことも教えていただきたいなど。1年間

を、だれかに付いてもらうのか、そんなことも考えてからしてもらわなということでございますので、町長の御意見としたらどのような見解を持っておられるのかということをお尋ねしたい。

2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、湯浅分水の件でありますけれども、これは当然、うちの水道というのは企業会計で赤字を出すこともいけませんし、今、新しく家がたくさん建つし道もついてきたので、投資をたくさんやっております。その関係で若干よそよりか給水単価が高いのかなという感じはしていますけれども、先ほど答弁させていただいたように、10年間というのは長過ぎると思います。それで、ある程度の年数でいろんな単価の見直しとかできるような、今後契約をやらせていただきたいなと思います。17日に湯浅の町長とお会いして、次の契約更新に向けて話し合う予定であります。

それから、生ごみの収集でありますけれども、議員おっしゃるとおり、なれるのにたいへんな時間がかかると思います。新たにしてもらう方が出てくれば、非常に場所とかいろんな広い面積がありますのでかかると思います。それで、24年度の4月1日から実施したときにはスムーズに行くように、その期間を十分にとって移行していきたいなと考えています。

○議長（前勢利夫）

14番、西弘義君の再々質問を許可いたします。

○14番（西弘義）

3度目の質問をさせていただきます。

もえるごみの入札の件に関しては、町長から御答弁をいただいたとおり、よろしくこれをやっていただきたいと思います。やっぱり感情的なこともあるやに思いますけれども、このごみの入札というものには皆さん方、本当に目を張りしてございます。遅くなったというのにも、何らかの理由があるのではないかとか、そういうような憶測も飛びますので、どうか町長、早急にお答えをしていただけねば、我々議員に対しても、おまえさんらはどのような目をしてるのかと言われることもございますので、しかと対応していただきたいと、このように思います。

それから、最初の湯浅分水のございますけれども、これは、また17日に湯浅町長とお話をするということでございますので、10年は長いということをしかとさせていただいて、先ほども申し上げたとおり、原価を十二分に考えていただきたい。

それから町長に一つ、頭の中にも置いておいてもらいたいのは、この湯浅分水の方に約47万3,000立米ほどしておりますが、まだ水量は恐らく余っていると思う

のですけれども、このことに関しても、これから先は有田川町としてやっていく場合には、庄の有田大橋からこの橋に転化して丹生の方へ持っていけば、今言われる取水池もそんなにいいものではございません。この旧吉備の水は物すごくいいと、このようになっておりますので、おいしい水を旧金屋の皆さん方にも御提供できるようなことを考えていただければ。これは恐らく、先ほど申し上げたとおり、立米について30円の差、これは先行投資も含まれておりますので考えていただきたい。吉原地区にしてもそうです。徳田と吉原地区は隣接しております。これも考えていかなければならない。今は恐らく吉原地区にしても、マクロ処理だというのではなくて、恐らく沈殿化方式だと思いますけども、マクロ処理にすればこの維持管理費にもたいへんかかります。そして、吉原地区に至っては、その取水地が有田川から直接引いているような水でございます。僕も何回か溝へ向けて入らせてもらった経緯がございますので、そういうことも考えれば、すばらしい水の提供ということを考えていただいて、町長のこれからの取り組み方、これをお聞きしたいと思ひまして、その御答弁だけをいただいて、3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

生ごみの入札、何かわけがあるのかということではありますが、全然わけはありません。ただ、この前も何回も答弁させていただいたとおり、だれもごみ収集がない時代からやっていただいたという経過もあるので、あまり唐突に、もう来年からというわけにはいかなかったということも御理解を賜りたいと思います。

それから、湯浅分水の件でありますけれども、吉備へ売っている値段とはいかないまでも、給水にかかる費用、この原価は最低保障はしてもらえるように、今度の契約についてはしっかりと対応していきたいなと思っています。

それから、議員に言われるまでもなく、おっしゃるとおり、丹生橋でパイプをつなぐのと、吉原地区はすぐつなげるということで検討もずっとやってきてます。ただ、一番大きな問題が、簡易水道のたくさん国の有利な起債、これを借りてまして、果たしてつないだらその起債がどうなるのかとか、いろんな難しい問題があつて、これも全然議員に言われるまでもなく、できるだけすんなりつなげるのであればコストも安くつく、またおいしい水をみんなに飲んでいただけるということ、これは百も承知でずっと検討は今しているところですが、簡易水道を布設するときの起債というのがたくさんまだ残っていますので、そこら辺も果たしてつないだらどうなるのかといういろんな問題がありますので、今検討中でありまして、それも御理解をいただきたいなと思います。

○議長（前勢利夫）

以上で、西弘義君の一般質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

続いて、5 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

5 番、岡省吾君。

○5 番（岡 省吾）

おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、5 番、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、資源ごみの入札のあり方について、鳥獣害対策について、特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理のあり方についてという 3 点について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、資源ごみの入札のあり方についてお聞きいたします。

前回の資源ごみの入札では、吉備コースで和歌山市の業者さんがマイナス 1 2 万円、金屋コースで地元の業者さんが 1 円という破格の金額で落札され、町内外から大きな反響を呼んだ入札結果となりました。町といたしましても、当初見込んでおりました 3 年間、約 6, 0 0 0 万円の費用を目的を持って有効に活用できることとなりました。この入札も 3 年間の契約でありますので、来年初旬にも次回の入札を行う予定だとお聞きしております。

前回このような入札結果となった背景には、当時の資源高騰の社会情勢に加えて、当町におけるごみ分別の徹底が行われているところが大きな要因であったと思われま。特に有田川町の町民の皆さんは、家庭から出るごみに対しての規範意識が非常に高く、分別、洗浄、集積などきちんとなされておられて、他町と比較いたしましても誇れる町民性で、本当にありがたいこととあります。

そのような中で、来年初旬に予定されている資源ごみの入札の動向がどのようになるのか気にかかるころではあります。聞くところによりますと、景気低迷、社会情勢の変化に伴う資源売却価格の大幅な変動や、有田川町でこのような安価で請け負うことにより、他の市町村でも同様な単価でのごみ処理を依頼されるなど、経営が非常に苦しい状況まで追い込まれているとのこととあり、前回の入札が非常に大きな影響を与えているということとあります。もちろん落札業者は採算ベースに合うという判断のもとで入札されていることとありますので、とやかく言う筋のものではないのかもしれませんが、この入札のように底値を設定しない入札のあり方は、単に請け負う業者間の著しく低い価格帯を競争させているだけで、地域経済育成の重要性やその観点から見ると、このような入札のあり方というのは果たしてどうなのかと思うわけとあります。やはり綿密にそれら処理にかかるもろもろの経費、資源ごみの売却価格の現状などの設計金額を積み上げ、適切な価格で入札されるのが望ましいと考えますが、町長の御見解をお伺いいたします。

また、以前にも同じような質問をいたしました。資源ごみの売却価格は社会情勢の景気に大きく左右されることから、毎月ごとにその価格は大幅に変動いたします。売却単価の安定しないこの種の入札に対して、3年間という長期の契約はそぐわないのではないかと思います。町長は、その点についてどう考えておられるかお聞きいたします。

本当に回復の兆しが見えない景気の低迷、先の見通しさえつかない現在の社会情勢において、地域経済はどの業種とも長らく非常に厳しい経営を余儀なくされ、想像以上に疲弊しております。会う人、会う人に「何とか仕事をつくってくれ」、「雇用対策をしっかりとやってほしい」との声や、町が発注する仕事に関しても、「地元でできることは地元でやらせてほしい」と、本当に切実な声をお聞きいたします。地域経済の活性なくして町の繁栄はないわけであり、町が発注する事業は、公費を使う以上、できるだけ地元の経済にそのよい影響が波及するよう取り組まれないと切に願うものであります。

最後に、この資源ごみの入札に関しても、同じように地元にはごみ処理業者が数社あるようございますので、地域経済の活性に十分考慮していただいて入札されたいと思います。

続きまして、鳥獣害対策についてお聞きいたします。

この問題は、毎議会ごと、さまざまな角度から多くの議員さんが質問されており、鳥獣被害で農業を生活のなりわいとされておられる方々、また老後の楽しみとして野菜づくりにいそしんでおられる方々が非常に困惑されておられます。手塩にかけて育てた収穫直前の作物を食い荒らされる、その腹立たしいお気持ちを察するとき、改めて皆様の御苦勞を感じさせられるものでございます。イノシシ、猿、シカ、アライグマに加え、最近では、冒頭の町長のお話にもありましたが、クマまでが人里におりてきているということで、身の危険すら覚えるようになってまいりました。野生動物が人里におりてくるのは、奥山に食料がないということが想像できますが、一たん人里におり、栄養豊富な稲や野菜を食することにより舌が肥えてしまうといいのでしょうか、そういうことでもとの奥山に戻れないのではないかと思います。その生態系に多大な影響を与えているものと考えられます。

現在、農家の方々の自己防衛策として、中山間事業などを活用して防護さく、電気さく等の自衛対策を講じられておりますが、一時的に有害鳥獣を追いやるだけであり、それぞれの個体数が減るものではございません。やはり捕獲してその個体数を減らさないと、いつまでもこの大きな被害を食い止めることができないのが現実であります。

そこで活躍されておられるのが猟友会の皆様ですが、会員さんの減少や高齢化に加え、全国で起こる猟銃を使用した事件なども相まって、免許の更新や規制などが厳しくなり、活動に支障を来しているとのお話もお聞きする中、最近ではわなの免許を受講する方もふえ、猟友会の皆様とともに有害駆除に取り組まれております。県

もこの対策に力を入れていただいております、仁坂知事もさきの知事選挙期間中、また県議会でもおっしゃっておられました、鳥獣害問題に対してさらに今後、狩猟者の育成、捕獲に対する対策に力を入れて取り組むと申されておりました。

現在、狩猟免許を取得するのにかかる費用も、県2分の1、町4分の1の補助があり、猿の囲いわなに関しても、設置する地域のグループに対して、県2分の1、町3分の1の事業費補助があるようであります。これらの補助は、困っておられる皆様にとりまして非常にありがたい施策であります。ただ、イノシシのおり購入補助金に関しては、県から2分の1の補助があるようではありますが、町の補助がないようであります。町民の方々からは、イノシシの箱わな購入にも町から補助してもらえないだろうかという声も多く聞かれます。困っている地域の方々には、本当に切実な思いであることを十分くみ取っていただきまして、この御時世、そういったグループが少しでも負担の軽くなるよう町としても購入補助を検討いただけないか、町長の考えをお聞きいたします。

また、狩猟免許を取得するにも新規の取得で2～3日、継続更新の方も1日程度、和歌山市に通い、講習を受講しなければならないとのことであります。甚大な被害をこうむっている地域は和歌山市の市街地ではなく、むしろ県内大半の中山間地域でございますので、わざわざ和歌山市まで出向いて講習を受けなくても、少なくとも各振興局がその担当する市町村のエリア内、当町では有田振興局になりますが、ぜひともそういうレベルで狩猟免許取得講習会並びに継続更新の講習会を開催いただけるよう、強く県に対して働きかけられたいと思うわけでございますが、町長の見解をお尋ねいたします。

続きまして3点目、特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理のあり方についてということでお聞きいたします。

去る11月29日の臨時議会において、特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者が決まりました。前回、1期目の管理者でお世話になっておりました社会福祉法人一恵会から、このたび2期目を新たに社会福祉法人昭仁会双苑に業務が引き継がれることとなります。現在勤務されている職員さんについても、今の労働条件を下回ることなく継続雇用していただける条件だとのことであり、入所されている方々のサービスを低下させないよう、ますます安定した園の経営をお祈りする次第でございます。

そもそもこのしみず園は、合併前の清水町時代に、町直営から指定管理者制度に移行したものであり、当時の議会として指定管理について議決したことであります。思い返しますと、当時は町直営で運営に当たるよりも、民間でできることは民間という風潮があり、民間の活力ある専門的な経営ノウハウをお借りし、安心・安全な施設運営に当たる方がよいのではという時代背景があり、私もその当時は同様の考えでありました。ただ、十分な知識を持って理解できていたかとなりますと、今考えるに当たり反省する点も正直でございます。

このたび1期目お世話になっておりました法人が5年間の委託期間終わりを迎え、2期目の運営から撤退されることになった詳しい経緯については存じ上げませんが、今回は指定管理者がかわることになり、勤務されている方々や入所されている皆様が、心配されたり不安に思われることは予想でき、その点は私も十分理解できるところであります。

率直に申し上げます。今回、指定管理の指定を受ける法人については立派な法人であり、どうのこうのと言う気持ちは全くございません。ただ、数年に一度の契約満了時に今回のように管理者がかわるのか、それとも引き続き継続されるのかということが今後繰り返し行われることになるわけでありまして。しみず園は、高齢化率の高い当町にとって今後ますます必要とされる介護施設のたいへん重要な拠点施設でありますから、しみず園における指定管理者制度のあり方は、町内の施設で指定管理者制度を取り入れ運営している、例えば、ふるさと開発公社のような委託運営のあり方とは、根本的にその性質が違うのではないかと私自身思うわけでございます。まず、この点について町長はどう思われるのか、御見解をお聞きいたします。

続いて、先般、委員会視察に赴いた先での取り組みで感じたことを申し述べたいと思います。

去る9月28日、住民福祉常任委員会の委員会視察で、鳥取県の智頭町にお伺いいたしました。この町は、人口8,177名、高齢化率34.8%の町であり、有田川町とは人口規模等異なるものの、しみず園と同じ特別養護老人ホームを社会福祉協議会が指定管理を受けて運営されておりました。経営状況も順調で、特に感心したことは、その施設建設に要した起債の償還についても町に対し計画性を持って返済されており、入所者皆さんへのサービス、また職員さんがいきいきと働いている様子を視察させていただいて、まさに安心・安全な運営がされている印象を私は強く受けました。この行政視察には、執行部の福祉担当課長も2名同行いただきましたので、ぜひそのときに感じた印象などをお聞かせ願えたらと思います。

また、介護施設の重要な拠点施設であるしみず園については、5年間という契約期間を設けるのではなく、やはり継続性が当然であり、かつ最も重要であると考えます。そういう意味から、指定管理者制度に基づき指定する場合、前の指定管理者が5年間で5,000万円を超す余剰金を出して、そのままその法人の財産とするような契約について、どうしても納得できないところがあり、これから5年後、またこのようなことにならないか危惧するところでございます。

そこで、ここからは将来的な展望としての私の提案としてお聞きいただきたいのですが、今回発生したもろもろのようなことが今後起こらないようにと考えたとき、私は町との関係、また信頼のある有田川町社会福祉協議会が指定管理者として最も適任ではないかと考えるわけでありまして。社会福祉協議会は町とは別団体であること、また理事会、評議員会で組織される執行機関であることも存じ上げておりますが、町と

して社会福祉協議会に対しまして地域の福祉向上につなげる意味においても、介護施設の運営ノウハウを研究いただき、その道筋をつけ、何とかしみず園の運営に参画いただけるよう働きかけられたと思うところですが、最後にこの件について町長はどうお考えであるかをお聞かせ願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目、資源ごみの入札のあり方についてであります。

これも、もう議員さん、御承知のとおり、約1年間に2,000万円ぐらいの経費がかかってました。これも議会の方に、「入札やったらどうな」ということで入札をさせていただいたところ、1円とマイナス12万円、1年間に12万円やるというような結果になったわけなんですけれども、私は今でも資源の少ない日本にとって、この資源ごみというのは宝だと今でも思っています。こういう結果になったのは、やっぱり町民の皆さんがきちっと意識を持って、きちっと仕分けをしてくれているおかげで、こういう単価が出たんだと思っています。

それで、非常にこの資源ごみの入札については、いろんな人件費とか走行距離とか、これを勘案して単価は出させていただきますけれども、これが非常に売れるということがあって、果たして底値を入れるのが適当かどうかということで、底値はまた今回も入れない方向で行きたいと思っています。町内にも何社かあるというお話でありますけれども、実は調べたら、入札へ参加する団体は2社しかございません。この2社で入札というのもいかなものかということで、今回もまた前回同様で、5社ぐらいの業者を寄せて入札をしていきたいと思っています。

それで、余ったお金約6,000万円ほど3年間で余ったのですけれども、これはやっぱり町民の方々にお返しをしなくてはならないということで、一般会計へ入れるのではなくして、別の会計をつくって、現在、家庭での太陽光発電の町の単独の補助金、それから生ごみ処理機、これもたくさんの方に御利用をいただいております。これも3年間使っていただければ、もうその人に進呈をするという方向で、十分やらせていただいてまして、町民の方々にも御理解を、非常に高い評価を受けているところであります。

資源ごみの単価というのは、議員さんおっしゃるとおり、本当に乱高下をしております。それで3年間は適当かというお話でありますけれども、やっぱり有田川町で年間約1,000トンの資源ごみが輩出されています。これを受け入れるのには、ある程度受け入れる側も設備投資等々をしなくてはいけないということで、やっぱり1年間というのは非常に無理かなと。最低3年は適当ではないかと考えております。

それから、イノシシの捕獲、おり購入補助を町としても出したらどうだということでもあります。もう議員おっしゃるとおり、これは有田川町だけではなくして、また和歌山県だけではなくして、鳥獣害の被害というのは全国共通の課題になってきております。おっしゃるとおり、もう山間部については、もう野菜ものもつukれないというような地域がたくさんふえてきております。以前は、このおりについては中山間の支払制度の中から対応していただいておりますけれども、中山間で対応できない地域もありますので、今後、町単独の補助金を検討させていただきたいと思っております。

それから、狩猟免許の取得、更新講習会を有田郡内で開催できるように働きかけよということでもありますけれども、現在、狩猟免許の取得方針については、ほとんど和歌山市と上富田町で行っています。最近では、農家の方がわなの免許を取るケースもふえており、これに対する補助金もあることから、開催地をふやして有田地方でも行えるように要望して、県に強く働きかけていきたいと思っております。来年度から、更新については振興局で取り扱うということも聞いています。取得についても、できるだけ近くで取得できるように県にはたらきかけたいと思っております。

それから、しみず園の指定管理のあり方。

まず第1点目、介護施設の重要な拠点であるしみず園の指定管理のあり方と、町内のほかで指定管理している公の施設の相違についてというお尋ねなんですけれども、特別養護老人ホーム「しみず園」を指定管理者のあり方と、ほかの指定管理をしている公の施設との性質の相違についてであります。

議員おっしゃるとおり、多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者の制度が導入されました。特にほかの指定管理者との違いは、介護の必要な弱者の老人が入所していることで、安心・安全で入所していただけることなど、また職員については配置基準等もあり、介護職の資格を持った専門職が必要で、だれでもできるものではないと考えております。

それから、契約完了のたびに管理者が変わる、5年間でかわるのはいかがなものかという御指摘と、社会福祉協議会がしみず園の運営に参画できないかというお話であります。契約満了のたびに管理者が変わるのではなく、将来的な展望として、社会福祉協議会が運営に参画できるような働きかけはできないかという御質問でありますけれども、特別養護老人ホームの指定管理者が契約満了のたびにかかわることに関しては、私も短期的な指定管理者制度は望ましくないと考えております。

ただ、たまたま今回、一恵会の方に引き続きお願いしたんですけれども、一恵会の方がもうどうしてもようやらないという御返事をいただいてかわることになりました。それで11月29日の臨時議会において、社会福祉法人昭仁会双苑に決定されたわけなんですけれども、サービスの向上、または安定した運営をしていただければ、今後は5年間ではなく、引き続き長期的な考えで入所者の安心・安全、また職員

に不安なく働いてもらえるように考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（前勢利夫）

5番議員からの要請がありましたので、担当課長、大方肇君の答弁を求めます。

福祉課長、大方肇君。

○福祉課長（大方 肇）

岡議員の、住民福祉常任委員会が視察した鳥取県智頭町の取り組みについての御感想ということなので、お話しさせていただきます。

去る9月28日に、住民福祉常任委員会で同行させていただきました鳥取県智頭町の取り組みについてであります。智頭町の地形は旧清水町とよく似ており、人口は金屋町より少し少ない8,100人の町でございました。今回の視察地は、智頭町の保健医療福祉総合センター「ほのぼの」で、町営病院、老人保健施設、特別養護老人ホームが一体化した施設で、施設の中には社会福祉協議会、また簡易郵便局もあり、たいへん充実したすばらしい施設でございました。造成費を含めて70億円余りの費用で、町営病院も付設しておりますので、全体としては3億円余りの赤字が出ているとのことでもございました。

また、特別養護老人ホーム「心和苑」は、社会福祉協議会で指定管理をしているとのことで、内容については介護収入約4億700万円で、町への償還金については4,400万円、そして福祉協議会は6,000万円残るということでもございました。約1億円以上の経営利益で、収入に占める割合は約25%です。有田川町のしみず園については、21年度決算で見ますと、収入は2億1,000万円、経常利益は約1,000万円で、収入に占める割合は5%でございます。この差については、収入4億700万円に対しまして総人件費は1億6,900万円で、このうち非常勤職員の給与費は8,100万円で約半分を占めております。しみず園の場合は、収入は2億1,500万円で、人件費は1億3,700万円で、このうち非常勤職員の給与は1,200万円で、地域の差もありますのでどちらがよいとは言えませんが、この差はたいへん大きいと思います。最後に、智頭町の福祉施設を1カ所に建設いたしまして、たいへんすばらしい施設で、そのことがたいへん印象に残っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

5番、岡省吾君の再質問を許可いたします。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

まず、資源ごみの入札のあり方についてということですがけれども、この処理業務にかかるであろう適切な価格の基準というのは私にはわかりませんが、入札に参

加される事業者は、作業員の人件費や所要にかかるもろもろの諸経費など必要経費をはじき出して、あとは資源物を換金することで得られる利益を相殺して、トータルで幾ら残るという見積もりをして入札に挑むんだと思うわけでありませうけれども。ちなみに廃棄物処理及び清掃に関する法律の政令にこうたわれております。「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準第4条の5項には、委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」とありまして、これは近年問題になっている不法投棄の問題、また従業員に対する過度な人件費の抑圧、またていたらくなごみ処理をさせないように規定されているものだと思いますけれども、この政令で言うところの「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」という点についての解釈を、どう持たれているかお聞きしたいと思います。

それから、前回の入札も、当初は3年間で6,000万円、年間で約2,000万円を当て込んでいたということで、実際は不用となりましたけれども、その設計はどのように積み上げられていたのか算定根拠を聞かせていただけたらと思います。

それから、2点目の鳥獣害対策についてでございますけれども、わなの免許を取るケースがふえておりまして、補助があるということでございますけれども。知っていただくためにどのような、恐らく皆さんは知らないと思うんですが、こういう補助があるということを、どのような広報をしていくことを考えられておられるのかお聞きしたいのと。きのうもクマが栗生で捕獲されたと、冒頭でもおっしゃっていただいておりますけれども、10月の下旬には二川地域でもクマが出没した、また三瀬川では、小グマが車にひかれて亡くなっていたということもあって、クマも相当数あるのではないかなと思っております。クマについても、今後対策を講じていただかないと、やっぱり危険の多い動物でありますので、その点よろしくお願いたしたいと思えます。また、イノシシのおりの購入補助、ぜひ前向きに実施できるよう取り組んでいただきたいと思えます。

続いて、しみず園の指定管理のあり方についてでありますけれども。答弁いただいたわけですがけれども、若干僕も聞きたいこと、伝えたいことが伝わってなかったのかなと反省する点もあるんですけれども。しみず園の指定管理とほかのふるさと開発公社へ委託しているような運営のあり方と、その指定管理のあり方との性質が違うのではないかということをお聞きしたかったのですけれども。要は赤字を出してもう撤退するというようなものと、介護が必要な方で家族で面倒が見れない方を献身的に介護されている、そういう入所されている方の施設の指定管理は、また全く違うと思うんですよ。赤字になったらもう撤退するというようなものではないと思うので、継続的にそこら辺は十分に考えていただけるような対策をとっていただかないと、本当に入所者の皆さん、本当に心配される部分がありますので、そういう点を聞きたかったのでありますけれども。結局、指定管理のあり方としてふるさと開発公社へ委託しているようなものとはまた別のものではないかと言いたかったので、そこら辺を理解いた

だきたいと思います。

また、前回12月8日に住民福祉常任委員会において、このしみず園の問題が取り上げられたわけでありますけれども、そのとき福祉課長から、「今後、社協も運営で委託できるように検討していく余地がある」というような答弁をされておりました。先ほどの答弁では、この社会福祉協議会に運営に参画できるような働きかけはできないかというところの答弁がなかったように思いますので、そこをちょっと再度お聞きしたいと思います。

第2回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、ごみの問題でありますけれども。最低価格というのか、これは資源ごみについては、僕は今でも宝だと思っています。一般廃棄物、生ごみとかそういう運搬については、これはもう必ず必要経費というのが要ってくるし、もちろん人件費等々を勘案して、一般ごみについては最低価格というのも設定したらいいのではないかなということで、今後検討させていただきますけれども。この資源ごみについてはある程度の単価で売れるということで、そこらあたりはその業者さんの力で入札に参加をしていただきたいと思います。

それから、先ほど私、町内の指名願いが2社と言いましたけれども、実はきのう会合があって、団体の指名願いをやめて各社が行うということで準備中であります。指名願いが受け付けされれば3社となりますので、訂正をいたしたいと思います。

それから、できるだけイノシシのおりについては、町の補助金も出したいと考えております。このことについては、皆さん方に知っていただくように、広報とか、また区長会さんとの会合のときも、決まればお知らせをしていきたいと思っています。

それから、しみず園とほかの指定管理の違い、おっしゃるとおり、ほかの指定管理者でたくさん赤字が出れば、これは撤退というか、もうやめるということもあり得るのですけれども、こと特養の施設に関しては、それは許されないことでありますので、これからもしっかり入所者の方、あるいは職員の方々が生きがいを持って働けるような場にさせていただけるように、これから受けられた双苑さんをお願いをしていきたいと思っています。

それから、社会福祉協議会でやれないかということでありますけれども、いろんな規約というのがありますし、これをやろうと思えば規約も変更をしなければならないと思います。これも今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

5番、岡省吾君の再々質問を許可いたします。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

まず、先ほど法律の政令に基づくこの委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることと規定されていることの認識について、どう認識されているのか、というのは、先ほど町長も、資源ごみは宝だと申しただいておりました。そのとおり、お金にかわるということで、またうちも同様に思いますけれども。町長にまあ、参考資料としてお渡しさせていただいていると思いますけれども、資源物の売却単価表、日刊市況通信により引用したものでありますけれども。アルミ缶で平成20年が年間平均130円あったものが、21年には47円に、83円、約3分の1まで下落していると。スチール缶についても、平成20年ではキロ当たり平均で36円あったものが、21年にはキロ単価15円、21円の落ち込み、半分以下に下落。資源の価格というのは、本当に変動が激しいんだなど、この表を見せていただいて思ったわけでありましてけれども、現に事業者の方々の経営の締めつけというのは、この価格の動向で物すごく影響されていると思うんです。地域経済の育成の重要性だとかそういう観点から見たら、こういうふうな請け負う側がたいへん厳しい経営に陥っているのを、安く上がってよかったよかったと喜んでいるだけで本当にいいのかなとそう実際思うわけです。一回、こういう価格の激しいものについては、半年であるとか1年になるとか、そういう価格の変動に合わせてセーフティガードみたいな対策もとれないのかなというふうなことも思いますので、もしあれでしたら検討いただきたいと思います。

それから、しみず園の件につきまして、いろいろ規約や社会福祉協議会に参画できないか働きかけるにしても、規約であるとかそういうことを変えなければならないということも。ただ、長期的な感想から見ると、やっぱり町とのつながりも深い、また皆さんに信頼されている社会福祉協議会というところは、本当に今後、このうちの最重要な拠点であるしみず園の運営については、一番適当な場所でないのかなと思っておりますので、やはり理事会や評議員会、そういうところでもんでいただけるような働きかけをぜひともしていただきたい。また5年先に、この双苑さんが今回の一恵会さんのように、もうようせんよということになった場合には、そしたらどうするかといったら、また公募をしていかなければならないし、また同じことの繰り返しになります。また余剰金の問題についても、同じように問題もはらんでくると、また大変なことになってきますので、将来に当たって長期的な観測から見て、社協へ委託できるような研究からまずは始めていただかないと、すぐに5年後に社協にやってもらおうかと思っても、準備期間がないとすぐには移行できませんので、そういう研究も今の段階からしていただけたらな、そういう働きかけをしていただきたいということで申し上げましたので、その点を理解していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、資源ごみの件ですけれども、資料をいただいたとおり、これはもう毎年毎年乱高下をしておる、それはもう十分承知であります。

今回の入札についても、業者さんがそこら辺はもう十分勘案の上で、安ければいいということで入札はかけてませんので、しっかりとした設計単価を示させていただいて入札させていただくと。その後のことについては、業者さんの考え方で適切な入札をしてくれるものだと信じてます。

それから、しみず園でありますけれども、実はほかの指定管理の施設と違って、それも経営者がいないからやめるよとか、赤字だからやめるよというふうな性質なものでもありません。それで、双苑さんに今回受けていただいたんですけれども、いろんなことを考えて、できるだけ引き続き長期に契約をお願いするような方向で行きたいと思っています。

また、社会福祉協議会についても、これだれも受けてくれないとなれば、やっぱり社協で持たざるを得ない事態が来ると思いますので、その辺の研究は今からしっかりとさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

以上で、5番、岡省吾君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は、11時からいたします。

~~~~~

休憩 10時38分

再開 11時00分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

……………通告順3番 8番（佐々木裕哲）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、8番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、通告どおり私から3項目を質問させていただきます。今回の質問は、1点目、我が町の企業誘致計画はということ。2点目、ふるさと納税制度の積極的な取り組みをとということ。3番目は、抜本的な鳥獣対策ということを質問させていただきます。

まず、第1の質問として、我が町の企業誘致計画はということについてであります。和歌山県の人口も、ついに100万人の大台を割り込みました。私の知るところでは、

戦後から今日まで、県内を見ても住友金属の和歌山工場の縮小、丸善石油下津製油所の撤廃、日東紡績の海南工場及び広川工場、大和紡績の日高美浜工場、巴川製紙の新宮工場、本州製紙の新宮工場、三菱公団の那智事業所等の撤廃、また阪和銀行を筆頭として幸福銀行・和歌山銀行・県信の破綻や、県下、信金やJAの合併による店舗の閉鎖、和歌山市内においても丸正百貨店や大丸百貨店や長崎屋のような大きなショッピングセンターの倒産や撤廃等々、言えば切りがありません。これも時代の変化と言おうか、寂しい思いがします。これらも県下の経済力の低下、人口減の原因になったことも事実です。また、最近の和歌山県下を見ても、約4年間余りで約500社の事業所が倒産や自主廃業に追い込まれたと聞いております。

また、我が有田川町でも、この4年間で、これは昨年までの数字ですけれども、法人・個人で約120の事業者数が減少しております。この数字は倒産、自主廃業、また今まで納税していた方が、売り上げ不振のために非課税扱いになった方の数字も含まれております。いかに我が町内で景気が悪いのか、それに比例して法人・個人の町民税だけでも、4年前に比較して年間約2,000万円が減少しています。それだけ事業所が減少しているということは、働く場が減ったということです。若い子どもたちが学校を出ても、地元で働く場所がない。来年の春の卒業生の就職率を見ても悲惨なものです。子どもを育て、教育をつけ、卒業して働くところがないから、こんなむごいことはありません。まちづくりの基本は、働く場所があるということであり、生活していく上にも当然のことだと思います。

我が町の吉備地区においては、先代の町長が先頭になり、議員や町職員が将来のまちづくりのために、道路整備とか企業誘致も積極的に取り組んできました。そのおかげで今日の吉備地区の発展があると言っても過言ではありません。我々も、将来のためにも職場の確保を真剣に取り組まなければならないと思います。これは官民協力して取り組まなければならないが、町長も、町長になってもう約5年を経過しようとしています。今後の取り組み姿勢を聞かせていただきたいと思います。

次に、第2の質問をさせていただきます。ふるさと納税制度の積極的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

有田川町で生まれ育って、今は県外、町外へと離れて生活している方々、愛するふるさと有田川町、今も自分の親達が住む有田川町を応援してください、また出身者だけでなく、有田川町に親しみや共感を持ってくださる方々にも、応援してくださいと言うのがふるさと納税制度であるのです。寄附により所得税や住民税においては、一定額を上限として税の軽減を受けることができるが、何よりも1万円以上を寄附することにより5,000円相当の有田川町の地元特産品がもらえること。また町としても、特産品の宣伝にもなることとなります。町民挙げてこの制度の拡大を図れば、有田川町の宣伝、また町税収にもつながると思います。

先ほども質問しましたが、我が町で生まれ育っても、地元で働くところが少ない、

だから町外、県外へと出ていかなければならないのです。しかし、だれしも自分のふるさとへの思いは強いのです。行政はもちろんだが、各家庭においてもこのような制度があるので、協力してもらえないのか積極的に広報すべきだと思います。関係課は案を練ってほしいです。それと、このありがたい寄附金をどのように今まで使われているのか、今後、またどのように使うのか、企画財政課長にお聞きしたいと思います。

また、ふるさと納税された方々に、有田川町の地元特産品をお送りしていると聞きますが、どのような品物を寄附していただいた方に送られているのか、清水行政局長にお聞きしたいと思います。

それと、町長にお願いしたいのは、有田川町職員329名中24人の町外の方々が、有田川町の職員として勤めておられると聞きますが、この有田川町の職員としてお世話になっている関係上、ほんの一部でも結構ですので寄附していただけないのか、またこれらの職員の方にもお願いしたいと思います。そのことにより、町民の方々がより御理解していただけると思います。

ちなみに、この制度が始まった平成20年度はわずか3件、たった7万円でした。21年度は6件、119万円、しかし、本年11月末では40件、92万5,000円と大きく件数で伸びてきております。これもインターネット等で宣伝も、PRも、我が町はしておりますけれども、先ほど言いましたように、とにかく金額はもとより、有田川町へ親しみを持っている、またまちづくりのために貢献してくださいということで、ひとつこの方の積極的なPRもお願いしたいと思います。

続いて3番目の質問として、抜本的な鳥獣対策をお聞きしたいと思います。

この質問は、今まで同僚議員がたびたび質問されてきておりますし、先ほども同僚の岡議員も質問されていまして。また、後の増谷議員もこの件で質問されますが、それほどこの思いが一緒なんだと私もそう思っております。同時に、この問題は深刻な問題だということです。私の質問は、先ほどの岡議員と重複することがありますので、回答が同じであればカットしていただいても結構です。特に鳥獣被害の中でも猿、イノシシの被害はすごいです。実際に現場を見なければ実感できません。現在は補助金等で捕獲おりやすく等で対策がとられているが、これでは抜本的な解決にはならないと思います。農作物の被害は県全体で昨年で約3億円、有田川町でも約3,000万円の被害が毎年発生しております。

少子高齢化、限界集落の進行、山里の荒廃に伴い、今までの自然形態のバランスが崩れ、このままでは山里は鳥獣社会になり、人間社会が追い出されるようになってきております。何が原因か。鳥獣保護も大事です。しかし、鳥獣の絶対数が多いから、山里へ出現するようになったのではないかと。山林の自然林の伐採も原因だと思いますが、今は捕獲する以外はないと思います。動物は移動します。だから、町単位では解決できないと思います。県単位で捕獲数を決め、捕獲することが最良の方法だと私はそう思います。ハンターによる大量駆除、捕獲おりの増設、そのためには町や

県の出費もやむを得ないのではないかと私はそう思っております。ぜひとも県、町で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

猿やイノシシの食べ物、今までは草木や木の実や雑食としていろいろなものも食べてきました。それが今、ミカンシーズンになるとそれを食べ、また米も食べるようになってきました。動物にしても、一度口にしておいしいものを食べれば人間と同じ、以前にはもう戻れません。だからミカンや農作物を食べるようになったと思います。

猿はことし11月末ですけれども、去年は95頭捕獲しましたが、もう既に154頭捕獲しております。イノシシにおいては、去年は331頭捕獲したのに対し、もう既に先月末で612頭捕獲しております。シカは、去年97頭に対して、ことしは150頭、もう既に捕獲しております。ということは、捕獲数が昨年よりももう既に倍近くなっているということです。ということは、これだけイノシシや猿やシカがふえているということなんです。

それと、もっと驚くのは、私も地元吉備出身でございますので、今までは吉備はあまり出没してきませんでした。ところが、数で捕獲数を見ても、もう金屋や清水と同じぐらい捕獲されております。猿などは、吉備地区が一番捕獲しております。ある農家によると、ミカンだけでも、もうことしで何百キロも食われてしまったと。全く商品にならないというような農家もございます。とにかく絶対数を減らすことだと思いますので、その点も、いろいろこれも補助金、予算等も要りますけれども、もう動物愛護、これもさっき言いました、大事ですけれども、とにかく数を減らさなければ、今はこれだけ。恐らくそのまま、今、一生懸命補助金も出してとってくださいますけれども、このままでいきますと来年また、これの倍ぐらいが捕獲されるようになってくるのではないかと。捕獲して減ればいいのですけれども、とにかく捕獲する数が少ないから、もう倍、倍ぐらいに、それだけ動物がふえているということではないかと思っております。今3点、私から質問させていただきましたけれども、ひとつより明確な回答をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

県の人口もついに100万人を割りました。これは大変なことだと思っております。我が町の企業誘致計画はというお尋ねでありますけれども、働く場を確保するという、上では企業誘致というのは最も大事なことだと思っております。ただ、景気が右肩上がりのころは、御承知のとおり、吉備に団地がありますけれども、もう既に満杯になってますけれども。現在、大きな用地というもの、企業用地というのはもうございません。新たに用地を確保するといっても、現状の企業動向を考えたときに先行投資で

用地を今すぐ確保するのは非常に難しいかなという考えを持っております。また景気が回復して、企業の工場進出などの機運が回復すれば、藤並駅へも特急がとまったし、今度は交通のアクセス、特に高速道路は有田川まで4車線化、これは恐らく来年の5月ごろにはでき上がると思います。こういったことをアピールして、用地造成にも機運が高まれば取り組んでいきたいなと考えています。

しかし、このまちづくりの中で、道路や下水道の整備、あるいは学校、保育所等々の整備などを行うことで、人口がふえれば事業所ができ、そこに雇用の場が生まれると思います。実際、今この県道の吉備バイパス、一部開通してから、この近辺には何社か企業も進出してくれております。こういったことで、将来その沿線にも雇用が生まれると思います。こうしたまちづくりを、これからも推進していきたいなと思っています。企業誘致のための用地確保については、チャンスがうかがいながら検討を今後重ねていきたいと思っています。進出企業での就職、地元雇用を、まず働きかけていきたいなと思っています。

それから、ふるさと納税についてのお尋ねであります。もう議員さん、しっかりと詳しい数字、述べられたとおりでありまして、5,000円以上寄附すれば5,000円だけ自己負担になって、それ以外は満額、限度額まで税金が免除されるという仕組みになっています。平成20年度ごろからホームページへ掲載して全国にアピールしたんですけれども、当初はあまり反響がございませんでした。それで、ホームページに写真を多く取り入れたり、また掲載の場所も変えたところ、だんだんと皆さん方にふるさと納税をしていただけるようになっていきます。お礼として、1万円以上された方に地元の産物、これは希望によってでありますけれども、5,000円程度の特産品を送らせていただいています。また今後、いろんな場所で、このふるさと納税についてPRをしていきたいと思っています。ふるさと納税の使い道とか、どういうものがよく出てるのかということは、担当課長の方で答えさせます。

それから、鳥獣害です。これは本当にどこの議会へ行っても、この問題がまず取り上げられると聞いています。本当に議員おっしゃるとおり、今非常に鳥獣の被害が急増してきたということで、イノシシも612頭、前年度の2倍、シカで150頭、猿162頭、これは約1.5倍捕獲されております。また防護さく申請も前年の約3倍になっております。町としても、鳥獣害対策予算については可能な限り予算措置をしていきたいなと思っています。

しかし、本町のような中山間の地域で高齢化が進んで耕作放棄地がふえている中で、生息域が拡大し被害が急増しているというのは、これはもう事実であります。今後の具体策との質問でありますけれども、野生動物を相手に非常に難しい問題です。現在実施している施策の継続というのはもとより、新たな捕獲施策として近隣市町村とも組んで、共同で巻き狩り等をやりたいなど。1回ことし、奥村でも湯浅町の方々、また地元の農家の方々100人ぐらいで巻き狩りというのを行いました。今後こういっ

た方向でやっていきたいと思えます。また、防護さくについても、一定の面積を囲む大規模なやつを、中山間の直接支払制度を活用する中で、地域の方々にも取り組んでいただければと思っています。いずれにしても、鳥獣害対策というのは非常に深刻であって重大な問題でありますので、今申し上げた事項については、検討を実施するよう担当課長に今指示を出しているところです。

以上です。

○議長（前勢利夫）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

佐々木議員の質問の中で、ふるさと納税制度の1万円以上の方に対する5,000円相当の町特産品のお礼の品です。ホームページでもいろいろと品物を紹介しているわけですが、例えば山椒のセット、それからしみず米、それからミカン箱詰め、それからしょうゆセット等々です。一番最近、私とこの農振センターから送らせてもらったのが山椒のセットが記憶にございます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内宣夫君。

○企画財政課長（武内宣夫）

佐々木議員の質問に対する長の補足答弁と、そして今どのような事業に、このふるさと納税制度の寄附金を充当されておるか。それともう1点、今後どのような事業で活用していくつもりかというような質問だったと思います。答弁させていただきます。

このふるさと納税制度というものが、どのような趣旨で定められたか、まずもって簡単に御説明を申し上げたいと思います。

これはホームページへ掲載している文言でございます。先ほど長の答弁でもありましたように、一番ホームページの見やすいところへことし変えまして、金額がぐっとふえたというようなこともございます。「有田川町には、人や自然、産業、伝統文化などさまざまな「きらめき」を感じることができる魅力があり、その「魅力＝きらめき」と位置づけまして、それに拡大させていくよう日々取り組んでおるところでございます。その「きらめき」を広げるため、ふるさと有田川町を離れて頑張っておられる方や、有田川町へお越しになったことのある方、また関心をお持ちの方々に応援団になっていただき、有田川町へ寄附金、すなわちこのふるさと納税制度でございます、をお寄せいただくことによって、「ふるさと有田川町」を応援していただきたいとの趣旨でこの制度が設けられた」と、このようなことになってございます。

それでどんな事業に充当するのかという御質問でございます。このことにつきましては、事業の種類につきましては7つぐらいのことを掲げてございます。事業の種類

と寄附の金額、それと件数につきまして、平成20年から22年の11月末までに集計をしたものを御報告させていただきます。

まずもって1つ目、健やかで安らぎのある心豊かなまちづくり事業、これにつきましては55万円、4件でございます。2つ目として、地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまちづくり事業、これには12万5,000円で6件でございます。3つ目といたしまして、自然と共生し、快適に暮らせるまちづくり事業105万5,000円でございます。8件でございます。4番目といたしまして、地域一体となり、新しい時代を創造するまちづくり事業、これは1万円で1件でございます。5番目として、ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまちづくり事業2万5,000円で3件でございます。それと6番目には、住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり事業があるんですけども、残念ながらこれはゼロでございます。それと最後に、町長おまかせコースということで、特に指定がない方につきましてはここへということで、これは42万円の27件ございました。それで合計いたしますと218万5,000円になります。これで件数は49件です。

それと、先ほど申しました、今までどのような事業に充当したかということでございますけれども、現時点で御寄附いただいた金額につきましては、事業等に充当はまだいたしておりません。20年度と21年度の寄附の金額126万円になるのですけれども、これにつきましてはふるさと応援基金に積み立てをさせていただいている状況でございます。

それと最後です。今後どのような事業に活用していくかということでございます。これにつきましては、御寄附いただきました方々のお気持ちに対しまして十二分に配慮した上で、先ほど申しました7事業の各種事務事業に充当していきたいと、このようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

佐々木裕哲君の再質問を許可いたします。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の我が町の企業誘致計画はに関連してでございますけれども。先ほども言いましたように、この4年間、昨年度末で合併してから120の法人、個人の事業者数の納税者が減少したということを言いましたが、それはいかに町内の今事業をやっている方々が景気が悪いかという結果の数字だと思います。それに伴いまして今後、前々からいろいろ言われておりますけれども、町のいろんな入札にいたしましても、できるだけ町内でできるものは町内の方々に入札していただきたいと思っております。安ければ、もちろん当然それは一番結構なことですけれども、ただ金額的に安ければ

いいということでも、すべてそれでは解決できませんので、地元あつての企業でございまして、その点もよろしく願いしておきます。

それと、私も最近特に思うんですけども、以前あった個人の商店の魚屋さんであろうが、雑貨店であろうが、いろんな方々が。最近特に大型スーパー、もちろん大型スーパーが来て、町内にも大きなスーパーが吉備地区だけでも3つあるんですけども、盛況に繁盛してくれば、それはそれなりでいいんですけども、何か大型になればなるほど個人商店街が次々と姿を消していくというような、何か寂しい思いがしますので、それらもひとつ商工会等々で今でもいろいろ事をやってくれていると思いますけども、積極的にこの個人商店を残すようなまた政策もひとつ立てていただきたいなと思います。

それと、吉備地区の件なんですけども、先ほども言いましたように、吉備の工業団地の造成につきましても、いろんな地元の方の地主とかいろいろ協力、また町職員や議員がいろんなことでこれをやっていただきまして今日の姿があるんですけど。当初の計画ではやはり地元の雇用ということを、税金のこともありますが、一番は地元の雇用を目標としてこれを計画したはずでございまして。しかし、近年はいろいろ就職の採用の状況を見てましても、直接企業の雇用ではなく、派遣会社を通じて大半が町外の方、——私は決して町外の方は町内へ来るなということではないんですけど、その比率が非常に多くなって、例えばホシデンにしても、アイコムにしても、あそこへ来て共同印刷や住友電線や、日本でもトップクラスの企業がございまして。それも何百人とあそこへ勤めております。しかし、いろいろと聞いてみますと、この有田川町の職員がだんだん減ってきて、近隣から和歌山辺りまでかけて相当ふえてきておりますので、何のための企業誘致だったのかなと。それと当初の目的から少し、もうずれてきているのではないかなという感が私はします。このことも原点に返って考えなければならぬのではないかなと思います。町長は地元雇用のためにこれから一生懸命、先ほど働くということもございまして、より以上ひとつ頑張りたいと思います。自治体の中には懸命にトップセールスをしている首長があるということも聞いております。それが本来の町長の仕事だと、私はそう思っております。そうということで、より以上、町長に對外的な仕事をやっていただきたいと思います。

それと、次のふるさと納税制度ですけれども、先ほども清水行政局長にどんなものがあるのかということ、特に清水地区だけではございませぬけども、清水の特産品を主体とした品物を送られているということでございまして、ひとつ我が町の特産品のPRのためにも積極的にやってください。

それと、こんなことを聞けば大概失礼なことになる、私もこれを確認しておりませぬけれども、これを送られるときには、町長みずから何か文でも書いて、その中へ入れて送ってくれてますね。これ、ぜひともやってください。そうすれば、ただ有田川町云々という文面ではなしに、町長がみずから、何でしたら写真まででも入れてお礼

の言葉をしていただければ、町長みずからこんなものを送ってきてくれたよとか、恐らく感動もまたひとしおでございますので、その点もひとつやっていただきたいなと思います。

それと、できるだけ広報でひとつ載せてください。もうまた、あと半月もすれば、これは今回間に合いませんけど、また盆、正月には必ず、町外、県外へ出ていかれている方、恐らくふるさとの親元へ帰ってくると思いますけど、そのときに家族にひとつこういう制度があるから、少しでもお母さんが寄附してやってくれよと言えば、恐らく同じ納めるんだったら、そのうちの一部でも、たとえ1万円のお金でも有田川町へ寄附してやろうかということでございますので、ふいにくれということではございませんので、ひとつその点もよろしく願いしておきます。

それと、3番目、鳥獣害の抜本的な対策ということですけども、いろいろ私はもう絶対数の捕獲で、できれば捕獲する以外はないということでございます。もちろん今、町長も言われたように、近隣の市町村でさくを組んでとか、また補助金の制度の2軒以上の方々を組んで防護さく、そういうのもできる制度もございますけど、これもある程度もうするのに限界があると思うんです。というのは、それとは一概に、この有田川町と関連するかしないかは別といたしましても、一度この防護さくで一番取り組んでいるのは環境庁なんです。というのは、国立公園の大台ヶ原、あそこはシカに物すごくトウヒというんですか、あれが食われて、全滅にほとんどというほど枯れております。もう皮を食われて、そして立ち枯れになってるんですけど、苦肉の策として環境庁が、あの大台ヶ原の周辺、40数キロ、国の予算でしますので、立派な防護さくをこしらえております。ここらの学校のグラウンドのあんなネットでないぐらいの立派なものを、40数キロ、シカが入ってこないようにしてるんですけど。最初の一、二年はそれで済んだんですけど、やっぱりシカも賢い。自分のえさを食べたいから、下から穴を掘ってでもかまんのや。今もう全滅なんです。もう、1匹入れればそこでまた繁殖しますので、そういうことでもうこれもだめだと。苦肉の策として、日本にはもう何か効果がないので、シベリアオオカミでも輸入して、あそこへちょっとシカを減らすために、ある程度の頭数をあそこで放して、それにより減少させるかという計画も、私もそれを聞いております。

しかし、そうすれば、またいろいろさっきも言いましたように、オオカミに食わせるのかというようなことでまた反発もあるということで、今難航はしてるらしいんですけど、それぐらいのことを考えなったら、自然のバランスが崩れてしまってどうにもならないということです。町自身も、また同僚議員もまた今までに何回も何回も質問しておりますけれども、これはいろいろ狩猟免許にしる、いろんなことにしる、さくもおりもこしらえるにはお金も要りますけど、これだけの被害が出てくるのであれば、多少の費用出費もやむを得ないのではないかと思います。とにかく、私も行ってびっくりしました。イノシシ、こんなにミカンを食うんかというほど。現場へ行った

方は啞然とします。ここまで食うんかというぐらい、猿やイノシシは食うてます。それもきちっと食うてくれればいいんですけど、片っ端から食いちぎる。食い終わったら、枝をおるわ、何もむちゃくちゃにしております。そういう状況でございますので、ひとつ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

最後に一言お願いします。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

企業誘致については、景気の動向とかを見ながらやっていきたいと。さっき言ったように、道路整備とかいろんな政策をやりながら、できるだけ人口をふやしていくと。そうすれば企業も来てくれるということで、雇用の場が生まれるのと違うかなと思っています。

それと、まず今来ている企業に、地元の雇用をまたできるだけやっていただけるように、担当課ともども企業にお願いをしていきたいなと思います。結構元気な企業もあって、この間も社長さんとお話をしたんですけども、両方から渡る橋をかけたいんやと、何とか許可をしてほしいという相談も受けてますし、そういった企業にも町のできる範囲内で応援をこれからもしていきたいなと思っています。

それから、先ほどちょっと答弁を忘れたんですけども、町外から勤めている職員、実は一番最初るとき、僕が個人的にお願いして、何名かの方にしていただいた経過もあります。また再度、町外から来ている職員については、幾らでも結構ですのでということ、課長を通じてお願いをしていきたいなと思っています。

それから、やっぱりおっしゃるとおり、地元の個人商店街、非常に寂れてきております。商工会の役員さんともいつでも相談をしながら、またできるだけ元気にやってもらえるように、これからも応援をしていきたいなと思っています。

それから、ふるさと納税のお礼の文、必ず次回から一緒に入れさせていただきたいなと思います。もちろん、このことについても、広報にきちっとこれから載せさせていただいて、ぜひみんなにこれに御協力いただけるような体制をとっていききたいと思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

8番、佐々木裕哲君の再々質問を許可します。

○8番（佐々木裕哲）

1点だけちょっと町長にお聞きしたいことを忘れておりましたので、お聞きしたいなと思います。

この地元商店街が消えていくのが寂しいということであったんですけど、各自治体、

全国を見ていまして、うちもとりあえず通貨と言えるのかどうかわかりませんが、今、年末、盆とか正月時期になれば、商工会より何か通貨、あれを発売しておりますね、1人10万円までいけるとか。この地域通貨をひとつ何とか一遍、日ごろでも使えるような。ということは、地域通貨で使うということは、個人商店しか使えないということですね。大型スーパーでは使えませんので。そのようなものを発行して、できるだけ同じ買うなら地元の近所の商店で買えるような制度も、これは個人の商店だけではそれはできませんので、行政もひとつ力を入れていただければ、何か活性への一つの力になるのではないかと思いますので、その点も町長、お願いしたいと思いません。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今の御提案について、商工会とも相談をしながら研究をしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

以上で、8番、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 10番（殿井 堯）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず最初、冒頭に木材組合の件、1番目。2番目には、昨今、協定を行うというしみず園から双苑に対しての件。3番目に、一応区からの要望が上がっていると。その区からの要望に対してどういう組織でもって、どういう何を基本として選考しているか、それをお聞きしたいということなんです。

冒頭に申し上げますけども、この1番目と2番目は町が指定管理してやっている企業でございますので、3番目と内容が若干違ってくると思います。

1番目の質問から入らせてもらいますが、清水に木材加工所という加工所があるんです。これは我が町がしていた加工場なので、僕も合併当時、産業建設ということで、これ赤字の状態であるから何とかせんといかんということで、大分骨を折ってやらせてもらったんですけども。ただ今現在、清水材、紀州材に対しての国県からの保護というか何を出してもらっておりますけれども、その清水材で地元の木材を地元でなるべく使おうということで、我が町の方も何してくれて、大概使えるようになってるんですけど、ただ問題は、受け入れる側にそれだけの木材を保存していただけるかどうか。

まず具体的に言いますと、第三保育所。これはもう指定管理の清水材を使おうでは

ないかということで、まず予算も1年ほど前から組んでもらって、木材というのはすぐ切って、すぐ引いて、すぐ使えるというものではないので、ある程度予算化して使ってもらおうと、そういう補助事業的なことで補助金をつけてやろうということで、1年ほど前からやってきましたね。ところが、いざ本番になれば、この清水材云々よりか、よそから入ってくる木材の方が多くなってるような感じがするんです。だから、せっかく我が町で何とか地元の清水材を使えるようにというふうな予算のつけ方、1年ほど前にしてるのに、なおかつその準備期間があるのに、なおかつその清水木材よりか、四国辺りの市場で買ってきて、それでその市場から買ってきたのを木材へ入れて、木材から出しているということになれば、そんなに恩恵が出てないと。だからもち屋にもちがないのと、材木屋に材木がないのって、こんなばかなことはないので、今後そのような受け入れ態勢をもっとしっかりしないと、せっかく町が好意を持ってその木材を使ってくださいという感覚に出しても、結局その木材が出ないと。受けた業者が、清水材を買いに行くと、「そんなものおませんで」って。それはどうするかと言うと、よその市場から買ってきて、それで何してもらわないかん。そういう感覚のばかなことはない。せっかく指定管理を受けて、町が応援しましょうということで各議員さんも頑張ってもらって応援してるんだから、やっぱりそれなりの条件をもって清水も清水材を使えるような状態に今後できるかどうか。またできるかどうかではない、してほしいという要望が第1の質問なんです。

第2に、昨今、11月29日に臨時議会を開いて、一恵会から双苑。一恵会が計画してもう5年間たったと。その5年間がもう過ぎたんで、一応手を引かせてほしいということで、今度指定管理を出したのは双苑です。双苑が手を挙げて、これは両方とも立派な団体なので、それに対しての不服はありません。ただありませんけども、その協定の内容。一応一恵会はもう今回で、次の何へは移らせてもらえないだろうということなんですけれども、その中に預貯金も5,000万円。さっき同僚の議員が質問されたように5,000万円ほど預貯金が残っていると。あまりこういう福祉で、何千万円とか何億円というお金をもうけるというのはいかがなものか。やっぱり地域の住民に対しての使い方というのを、自分のところの会社がもうけて、自分のところの園がもうけてどうのこうのということではなしに、やっぱりそういう関連した使い方というのがあると。それについては、最初の協定書の結び方ですね。いかにどのような協定書を結んでいるかということなんです。

この一恵会に対しても、協定内容は恐らく、これは失礼な話なんですけども、結んだときには議員さんなりなんなり、その協定内容は把握されてなかったのではないかと思います。だから、今度移った双苑、この間、11月29日に双苑に決まりました。だからその協定書を結ぶについて中身はどういうふうな関係で、どういうふうになって、こういうふうになって結びましたか、こういうふうに結びますよと。応募要項はこういうふうにして、こういうふうにしますよと。内容がすべて明かされてません。

だから我々、11月29日に何の意味で、どういう内容で、どういうふうに結ばれて、
どういうふうになりますよと明かされないまま議会を通ってるんです。だから逆なん
です。先に内容を明かして、内容をもんで、その揚げ句にこういう協定書であつたら
いいでしょうというふうな結び方をやらないと、先に議案だけ通ってしまって、それ
で後で協定書が出てくると。まだ現在、双苑に対しての協定書というのは提出されて
ませんね。皆さん、見ましたか。見てませんね。だからこれは、行政側も先にそれを
出して、こういう協定書を結びますと、こういう公募要項をやりまして、公募してく
ださって、こういう協定で行きますと納得済みでしないと、また今後、一恵会みたい
に5,000万円も残っているの、それそのまま持っていかれるんですかと。これは
福祉事業ですよ。普通の商売と違う、福祉です。だから、町の経費、町で建物を建て
て、そのある福祉団体にやってくださいというのでやってもらって、町の建物でやっ
て、残ったお金を持って帰ってしまって。そしたらあと、その町の痛みしろとかそん
なのはある程度話し合いでやってもらえるんでしょうけどね。やってもらわんと困り
ますね。だからそういうことで後から「あれ、こんなお金残ったものを持っていかれ
てもうてどないなんねん」と。何とかお金、5,000万円以上ですか、そのお金を
何とか半分でも、町の施設を使ってるんやから、町へ残してもらおうような方向で協定
を何でしなかったのかと。だからそれを今度は、しみず園さんが撤退するということ
は、まだ5年後、契約したら何か難しい契約内容になるのと違うのかどうかは、それ
はわかりませんよ。一応この再契約に臨まないよ。

だから今度、双苑に対してもその協定書を我々は把握してからこうやりますと言わ
んと、また後から同じことを言わんなん。だから現実、その協定書の内容も、僕も議
員ですから、皆さんもここに座ってる議員ですから、まずこの行政から協定書とか応
募要項を見せてもらって、こういうふうな協定で結びますので、よろしくお願いま
すと言ってからの話でなければ、さき議決をしてしまって、協定書はまだ現在でき
ないと思います。そういうばかなことはありません、行政の何で。中身のわからない
もの買いますか、皆さん。中身がわからないのにお金を出しますか、出しませんね。
出せるのは福袋ぐらいです。まず1万円以上のものが入っているやろうという格好で
出してる。だから、どこが悪い、ここが悪いではないし、我々議会人も行政側もそ
ういうことを明るみにきっちり出して、このようにいきませんかというふうに言わ
んと、また後にもめます。だから、そこらの今契約の事項の結び方も町長にお尋ねした
い。それが2点目です。

3点目に、各区から町へ要望書というのが、区長を通じて上がってきてますね。そ
の要望書というのは、ほとんど建築関係とか、どこの道路を直してほしい、ここをど
うしてほしいという要望書は上がってくると思います。まず、旧吉備町、旧金屋町、
旧清水町3町によって107区が上がってくるんですけども、我が有田川町はなかな
か元気がありまして、いろいろと大きな事業、下水、それと教育でやってる耐震工事

と、すべて大きな工事はつつがなく進んでいます。ただ一番大事なものは、自分が住んでいる町の足元の工事なんです。大きな工事もそれはたいへん大事だと思います。そのためにたいへんうちの町も潤って、成績も伸びたりという、空調関係でもやってもらって成績も伸びて、今、全国でトップレベルになってると。だからそういう大きなことをやりながら、自分の足元というのは、区から要望が上がってくることによって、その要望をどういうふうに対処してもらえるのか。まず自分の足元の工事、ここの道路が悪い、あそこの道路が悪い、区長さんに頼んで要望書を出してもらって、何年たってもそのままやと。何とかこの要望書を早く聞き入れてもらえるようなシステムはないのかということで、今、町が対応している各課、区から上がってきた要望をどのような形で対応されているのか、まず3点目、これをお聞きしたい。そういうことを質問にして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

ここで、議事進行のために暫時休憩いたします。

なお、答弁につきましては、午後の再開時に執行部から答弁をしていただきます。

暫時休憩いたします。なお、再開につきましては、午後1時からといたします。

~~~~~

休憩 11時56分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

それでは再開いたします。

10番、殿井堯君の一般質問に対する当局の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、現在、木材の利用について紀州材及び清水材の利用について地元木材の優先利用に関して対応できているのかという御質問であります。

使用する原木の調達は、地元の間伐材、それと御坊、田辺の共販所がほとんどであります。当施設は、旧清水町内において地域材の利用促進と加工による付加価値を得ることにより、地域林業の活性化につなぎたいとの思いから整備され、その運営を清水森林組合にお願いして今日に至っているところであります。町発注の建設工事においては、地域材の利用促進を念頭に取組んでいるところであります。地元木材の優先利用に関しては、使用部材の種類によっては対応できないケースもありますが、可能な限り対応していただけるよう働きかけたいと思います。いずれにしても公の施設として整備された施設でありますので、管理運営される清水森林組合により一層の経営努力を図っていただくように、業績を拡大されるようお願いをしまいたいと思

います。

今後、ここの地元材を使う施設、これは金屋庁舎、それから吉備中学校の内装、それから武道場、それからあさぎり周辺の整備等々も計画に上がっていますので、できるだけ地元材を使用させていただけるようにやっていきたいと思います。ただ、ここだけでは全部それを対応できるかといったら不可能な面もありますので、そこは有田川町の材木協会というのか、協会にも取り組んでいただいて、できるだけ地元の木材を使用するように指導していきたいと思います。

それから、先日29日に臨時議会をさせていただいて議決をいただいて、これから協定書というのを結ぶわけなんですけれども、まず募集要項にも議会の承認を得てから協定書を交わすということになっております。それで早急にこれを作成に向けて進んでいきたいと思います。でき上がった時点で、住民福祉委員会の方にも一遍お示しをして、御検討を賜ろうと思っています。

それから3点目、旧吉備37区、旧金屋44区、旧清水26区、各区長からの要望に対する処置についてでありますけれども、18年に合併してから各区からの要望については、清水地区はその年度初めの4月、それから金屋地区は前年度の10月に、それから吉備地区はその年の5月にそれぞれ提出されます。その要望書によりまして、旧町の3地区へ予算を割り当ててます。面積、地区数は違いますけれども、おおむね3等分としております。それをもとに各区から出された要望の1番から順に1～2カ所程度の工事しか今のところできておりません。町道については、毎日の生活道路であり、安全・安心の観点から、できるだけ要望におこたえをしていきたいと思っておりますし、できる限り予算を確保していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前勢利夫）

10番、殿井議員の再質問を許可いたします。

○10番（殿井 堯）

再質問に移らせていただきます。

まず1点目の木材組合、これなるべくなら地元材を使おうということで、我が町も一生懸命にその地元材、地元材ということで森林組合の方へも要望して何してると。ただ、余りにもその森林組合、森林組合になっても、今度行われるとかそういうふうで地元産の製材所というのがありますね。だからあまり孤立してもいかんと思うんです。なるべくなら地元から買い入れられるような方向をとってほしいと。方向をとってもらっても、そこに受け入れ態勢ができてなかったら、木材というのはきょう切って、きょうは引いて、それで部出しして、はいというわけにはいかんのです。ある程度乾燥、なるべくなら自然乾燥、というのは、木材というのはアテというのが出ますので、どうしてもねじれがきます。それをなくするために自然乾燥をやると。だからそういうふうな受け入れ態勢があるところでないと、なかなか難しいと思う。それで

清水木材の木工センターなんかはその受け入れ態勢が果たしてできているのかと。今のところ何してたら、木材的なことではなかなか自分のところでは全部対応できないから、よそへ行って木材を買ってきて発注するという事になったら、結局は山元というんですか、山の元主のところから切り出して、それをやるということではなくなるので、そこらの点を前もって、もし予告できるものであれば1年でも前もってそこへ通知してあげると。そしたら、その準備にかかれるというふうな方向で、この前、その方向をとってくれたのは第三保育所です。1年ほど前に、もう先に木材関係は出ました。それでもまだすべてがそこでそろわなくて、よそから買い入れをしなければならぬということ、その態勢をできるような状態にしてあげてほしいと、それを1個要望しておきます。

それと、2つ目の質問でしみず園からの要望なんです。しみず園と双苑の間の協定書。協定書は議会を通過してからという町長からの答弁です。内容が我々わからぬのです。その条件的な内容がわからぬまま通って、協定書が後から出てくる。それで後から見て、こんな協定の内容やったらあかんの違いますかというような格好でやれないでしょう。だから、一応公募するときには公募要項というのがあるから、受ける方もそうです。どの条件で出してもらってるやわからぬもんを、そしたらうちがやりませわというわけにはいかんでしょう。だから、やっぱりある程度、行政側も協定書はこうで、大体の目的はこうであるということをお我々議員に知らせてもらわないと、我々議員も今、一恵会がやめると言って、今度はその余剰金が5,000万円から5,000何ぼ残ってるの、それは皆持っていかれてしまうのか、何とか網にかけられないのかと言っても、その協定書がしっかりしてなかったら素通りになってしまいますね。だから今後、あまり難しいことでやってもらえないということではなくて、その協定書は今作成中だと思いますけども、我々議員の方も把握をしておかないと、中身に対して協力してくれと行って、協力して議会は通ってるんですけど。これは今後我々議員ももっと考えて、中身をちゃんと自分らが了解できるような中身であって、その議案を通すと。だから、この議案の11月29日、125号で通ってますね、議案は。後の協定書が出てきて、もし議員が異議を、ちょっとおかしいのと違うのかというふうに申し立てても、議会はもう通ってますよと言われたら、我々議員は何とも返答できませんので。そこらの方法を考えて、また我々も勉強しながら、今後どのような格好をしてもらえるのか、どのような何をして今後やってもらえるのか、これもひとつ町長にお答えをお願いしたいと思います。

最終のこの要望書、まず旧吉備、旧金屋、旧清水と要望の出し方が今現在違うということなんですけども。まず旧吉備の場合は、区長さんからほとんど建設課へ要望を出して、1位、2位、3位とランクづけして要望書を出しておると。それに対処してもらおうと。どことも1位で出している要望書を早くやってほしい。早く聞いてほしいと。そういう順序やけど、今言われたように予算の都合ですぐはかかれないやつと、

すぐかかれるやつと。危険性を帯びてたら、すぐかかってもらわないと、放置してもらったら困るという要望もあるので。そこらの具体的な、もうちょっとかんで含んだ具体的な、建設課へ上がったものに対しては1位で要望、この区が上がって、この区も上がってきてるけども、これはこういうふうなことで先にこっちをやりませうという具体的なことは担当課長ですね、それなりにまたもう一遍答弁を求めようと思いますので、もしこの1、2、3の担当課長の答弁があるようでしたら、課長の方からかんで含んだ説明もいただきたいなと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、紀州材、多分これは森林組合で全部賄うというのは不可能だと思います。それで、先ほど言ったように木材組合、有田川町にも何軒かありますので、そことも相談しようということを担当課に今、申しつけております。それで、できるだけおっしゃるとおり、やっぱり地元の公共の建物については地元の木材を使うというのが、あくまでも原則にして進めていきたいなと思っております。

それから、しみず園の協定書の件でありますけど、これは議会で議決をしていただいて、初めて協定書というのは交わせるものだと思っています。それで今後、もう早急にこれをつくらなくてはならないと思いますけれども、交わす前に住民福祉委員会の方々にも御相談をさせていただいて、進めていきたいなと思っています。あとは担当課長に答えさせます。

○議長（前勢利夫）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

今御質問ありました木材加工所の方で利用している木材の、地元とそれから他の販売所で、木材市場で買ってきたいいわゆる紀州材ということで押さえているわけですが、その内訳をちょっとデータがありますので、ここで答弁させていただきます。

まず平成20年度ですと、清水材、これは主に間伐材です。ですから、清水材は1732立米、全体の82%に当たります。それから、他から仕入れたいいわゆる紀州材、これが376立米で、全体の18%であります。21年度ですと、清水材が883立米、全体の73%に当たります。それから、他から入っているものが333立米、全体の27%、これが清水の木材加工所の取り扱いの配分といいますか、内訳でございます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東君。

○建設課長（東 信行）

3番目の点について、お答えさせていただきます。

町全体の町道関係の要望につきましては、700件余りあります。22年度の町道の維持修繕工事の予算は8,500万円です。先ほどもおっしゃってましたように107地区ありますので、単純に割って1地区当たり80万円程度です。本年度は、清水地区について2,650万円、また吉備・金屋地区については、それぞれ2,925万円ずつ割り振っております。また、大雨等で国の災害に該当しないもので緊急に復旧しなければならない工事につきましては、その都度補正予算でお願いしているところです。各区において要望順に、また緊急に施工しなければならないものから順次工事を行っております。それから、各区で出されている要望について、1位から順に進めていくわけですけれども、その点について各区の区長さんをお願いして、現場を確認させてもらって、それでこちらで1番でもちょっとできないところも、しないでもいいところというのはおかしいんですけども、そういうところもあろうかと思いますので、現場確認して施工しているところです。

以上です。

○議長（前勢利夫）

福祉課長、大方君。

○福祉課長（大方 肇）

今回、本協定を結ぶに当たりまして、社会福祉法人、非営利法人といえども、適正な利益を上げなければ継続してサービスの提供はできませんし、必要とされる事業を展開することもできませんので、指定はしておりません。ただサービスの提供の結果生じた利益は、株式会社のように外部に分配はできません。社会福祉サービスの充実や拡大のみに使用されると限定されております。今後、協定を結ぶに当たって、公募要項には基準としてやっていかなければいけないのですが、できたら利益の何割かをしみず園の事業の拡大、また充実したサービスに使用していただけないかということも検討して、協定書を書かせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（前勢利夫）

10番、殿井堯議員の再々質問を許可いたします。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

最後の質問をさせていただきます。

何かかなり難しい面もあると思います、この3項目について。でも一番難しいのは福祉関係、これはやっぱり一番厄介な問題で、ある程度の設備とかを何とかして、それで満足できるような感覚を持っていかないかんし、それでも全くの赤字状態であれば、それは町の方からまた、補助金というような関係で出さんといかんという面もあ

るけど、今幸いにしてこのしみず園の内容をお聞きしてたら、貯蓄金も残っていると。それは、そのままそこまでいってしまうというのも、それは仕事なので、それはもうやむを得ない面もあるかもしれないけど、だから協定書というのを先、議会に議決をもらってから、後で協定書を結びますと。議決をもらわんと協定書は結ばれんというのであれば、大体のあらましでも構いませんので、対応をある程度このような内容というような感覚で見てもらわんと、我々全く目に見えない協定書であれば、また後で、先ほど同僚の議員さんから質問があったように、まずその給料面とかそういう面で、また後でもめるような感覚であったらこれまたいかんで、その点だけ十分な考慮をもって、この協定を結んでもらいたいと。

それと、各区から上がってくる要望、まずその要望というのは、まず1位とか、2位とか、3位とか要望を決めますけれども、なるべくさっきの質問、当初で言わせてもらったように、やっぱり大きなことも我々も大事なので、一応下水やの、水道やの、それで耐震やのと大きなこともやってもらいながら、この足元の整備もきっちりしたことをやってもらって、不自由している分であれば、そういう面を優先的にしてもらおうということであるように、これからも一層努力して頑張ってもらいたいと。

最終に、この木材組合、一番最初の1の質問が3になりましたけど、木材組合についてでも、ある程度地元産を使うという意図がようわかるんです。だから地元産を使ってもらってということであれば、もし前に早くからその段取りができるような要綱でないと、すぐなかなかできませんので、それでまず紀州材、清水材というところは、清水は地元なんですから、先地元からというその感覚もわかりますけれども、それに対応できるような態勢をとれるような仕事の出し方をしてあげたい。また今後、吉備中学なり武道館なり、次々と木材を使ってやってやるというふうな感覚で今話をされてましたので、もしできることならばちょっと前もって何してあげたら段取りできるし、せっかく地元材の地元要素を使ってやると言ってるのに、まず四国あたりの市場から買ってきて、それでこっちへ入って、それは入ったは紀州材やの清水材やのということでないように、本物の清水材とか紀州材で使ってやれるような状態に持っていきけるように、答弁はもう結構です、くれぐれも要望して質問は終わります。

○議長（前勢利夫）

10番議員、答弁はよろしいですか。

（「はい、いいです」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

以上で、10番、殿井堯君の一般質問を終わります。

なお、議長として私もこの際、執行部に申し上げておきたいことがございます。それは、この8日に開催されました楠部委員長が総括されます住民福祉常任委員会においても、いわゆる委託問題について、大きないろいろの意見が集中的に出ました。その結果、旧清水町の契約当時の文書も含めて提示するように委員長から担当課長に要

請しております。これ、御案内のとおり、平成16年に自治法が根本的に改正されて、この中で初めて、それまでもあったんでございますが、指定管理者制度についての法律がきちっとでき上がったわけです。地方自治法の第224条、幾つかの項目があるわけでございますが、指定管理者制度がきちっと決められております。殿井議員も発言されましたとおり、これのあり方についてはあらかじめ議会に対しても協定の内容を示して、それを議会で議決やなしに了承を得た上で再度、最終的な議決をやっていただくようにと、こういうことがはっきりと、このことについて最も日本人の各界の代表責任者ともいわれる出井信夫先生が、その著書においてこれの解説をしております。今、申し上げました二重の手続きをとってやるぐらい重要なことだということを指摘しております。担当課とともに町の最高責任者の町長といたしましても、副町長とも協力していただいて、その点をきちっとやっていただかんと、福祉の問題は永遠でございます。で、ただすべきはきちっとだだしていかなんたらいかない状況にきておるんじゃないかと思っておりますので、このことを踏まえて、担当委員会の方から今申し上げますように、十分申し上げておりますので、精力的に取り扱っていただきたい。今後、そういう面にたつての議会への提案をお願いするというのを、殿井議員の発言の中でたいへん失礼でございますが、私の観点からも委員会の経過も踏まえて申し上げておきたいと思っておりますので、重々御配慮の上、慎重に御検討いただいて議会の方へも報告していただきたい。こういうことをこの際ははっきりとお願いしておきたいと思っております。

……………通告順5番 2番（堀江眞智子）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

保育について質問をさせていただきます。

来年度、保育所の募集定員以上に希望者が来ているということで、私は希望をしている家庭の子どもがすべて入れるということの立場から質問をさせていただきます。

皆さん御承知のように、保育所とは厚生労働省の管轄である児童福祉施設です。保育所の役割は、家庭内で保育できない場合に、保護者のかわりに子どもを預かり保育することにあるとなっております。保育所は、共働きの家庭の子どもにとって必要不可欠であることはもちろんです。けれども、少子化や親の孤立化、育児不安など、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化をしてきている現在においては、同年齢、異年齢の集団の中で子どもを育てることの意義はたいへん大きいと思っております。保育所の果たす役割は保育に欠ける乳幼児、または幼児を保育することを目的とする施設と、育児支援のセンター、子どもの全面発達の間としての機能をあわせ持っていると言えます。

少子化、核家族化の中で保護者が子どもの成長を見守るという柔らかい目線から、過度な期待や周りの状況に影響を受け、何かしなければという使命感、責任感から、目の前の子どもが何を求めているかよりも、さまざまな刺激を与えることになってしまい、それが逆に子どもの発達を阻害することになる場合もあります。

昔は、おじいちゃんやおばあちゃん、そしてお父さん、お母さんなど多くの大人の中で子育てができたので、子どもを見る目線も多様で優しくなれたと思うのですが、現在は子育てにかかわる保護者、特に母親が孤立し、自分の子どもだけに目を向け、自分一人で何とかしなければという気持ちにさせられています。このような中で、子どもは一人の保護者の価値観だけの中で育つわけですから、全面的な発達ではなく、たいへん偏った発達になってしまうのではないかと危惧されています。このような孤立した保護者も同じように子育てをしている集団にしていくこと、子どもも集団の中で育てられる役割を持っているのが保育所であると思います。

本来、保育を希望する子どもは、すべて受け入れるというのが子育てのしやすい町、有田川町の姿ではないでしょうか。また、現在働いていなくても、保育所に預けられるとなると、女性の社会進出は進むのではないのでしょうか。子育ての不安を抱えながらでは、働きたくても働けないのが実情です。貧困と格差が広がるもとの、働きやすい環境をつくり出すことも子育てのしやすい町、有田川町の姿ではないでしょうか。

今、有田川町では、中学校区単位で学園構想という取り組みを、教育委員会を中心に進められています。保育所、小学校、中学校が15年間の子育てを共有し、保護者や地域の皆さん方と共同しながら生きる力をはぐくもうとされています。子育てにとって、このことはたいへん重要な視点だと考えています。けれども、このような重要な取り組みの中で、希望しているが保育所に入れられない子どもや家庭があるとしたら、学園構想という理念からも外されてしまうことになるのではないのでしょうか。

今から10年前に、有田地方の高校への進学希望者が、募集定員を大きく上回り、このままでは高校に行きたくても行けない生徒が生まれると、地域の教職員組合や保護者の皆さんが中心となって署名活動が大きく広がりました。このとき県教委は、急遽普通学級の募集定員を学級1名ずつふやす措置を講じました。このときの県教委と同じように、有田川町も保育を希望する子どもを受け入れられるように、保育士の人数を増員するなどの措置を講じていただきたいと思います。保育所は、お父さんやお母さんと協力しながら、子どもたちが体も心も健全に育つようにさまざまな役割を果たす児童福祉施設です。子どもたちを取り巻く社会状況の変化を受け、さまざまな役割が必要となった保育所の条件整備を進めながら、これまで有田川町が取り組んでこられた子育てしやすい町・有田川町、住んでよかったと思われる町・有田川町という理念に立ち返って、保育を希望する家族が全員保育所に入れるようにしていただけるよう切に希望いたします。

そのことから、1つは、定員を超えての希望者をどのようにするのか。また2つ目

には、保育の必要性をどのように考えているのか質問をさせていただきます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員にお答えしたいと思います。

定員を超えての希望者はどうするのかという御質問でありますけれども、本来は、僕個人の考えとしてもそうです。本来であれば、すべて3歳ぐらいまで、自分の手元で大きくならせてほしいという考えは、個人的には今でも持っております。23年度の入所申し込みの状況は、全体的には昨年よりも吉備地区で2歳児で15名増、それから金屋地区においても、1・2歳児で10名増となっております。昨年は、吉備地区の希望者は金屋地区に割り振り入所していただきましたが、本年度は金屋地区においても10名が増加しているということで、現状では2歳児で18名程度オーバーをしている状況です。個別面談等を行ってましますけれども、保育が必要な家庭については、できるだけ待機児童が出ないように、保母さんをふやして、それに対応をしてきたいなと思います。

それから、保育の必要性をどのように考えているのかということ、保育所の必要性というのは、保育所は保護者が働いているなどの何らかの理由等によって保育に欠ける児童を預かり、保護者のかわりに保育することを目的とする施設でございます。最近には、女性の社会進出、ひとり親家庭の方がふえている状況でございますし、今後、少子高齢化の対策の一環として子育て支援策が重要視されている中で、特に保育所の必要性は重要であると考えております。

○議長（前勢利夫）

2番、堀江眞智子議員の再質問を許可いたします。

○2番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

町長の答弁の保育の必要性、どのように考えているのかという答弁には、100点満点の答弁だったと思いますが、それに沿って保育をしていていただきたいなと思います。ちょっと私が問題だと思っているのは、ことしの保育所入所申込書等の提出についてのところに、ことしから入所希望者が多数の場合は、別紙点数表にて1次判定を行い、次に2次判定として保護者に面接をして入所判定をしますということで、もし希望者多数の場合は後日連絡をさせていただきますということになっています。ちょっとあるお母さんに聞いたのですけれども、その方は正規の職員ではないので、一たん仕事をやめて子育てをしてたんですけれども、2歳児の子どもがいるんですけれども、「この面接があるんやけれども、いつあるかわからん」て。「もう次の仕事を見つけておきたいのに、それが不安でたまらない」という話をされておりました。

それが問題であるのと同時に、私はこの点数表についても、町条例の中で有田川町保育の実施に関する条例というのがあります。この2条に、保育の実施は児童の保護者のいずれかが、次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であると。その中に、例えば疾病であるとか、妊娠、出産であるとか、そういうことが書かれてあるんですけども、この点数表の中で、合計点にて換算をすることになっているんですけども、その中に疾病とか、身体障害とか、妊娠、出産というのが、点数は高いんですけども、労働することの点数の中に一緒に入ってるんです。ただその疾病だけでも預からなければならないというふうに条例には書かれているのに、この点数表を合算して、本当にこれを見ただけで、もううちのところはだめなんちゃうかなとか、そんなふうな不安を与えてしまうのではないかと思います。だからこれで点数を合算されたとしても、合計で何点までやったら入れるんよとか、そんなふうな不安も出てくると思うので、この点数表はいかがなものかなというふうに私は思っています。この2点について答弁していただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

御指摘の件は、十分よく理解できます。

先ほどお答えさせていただいたように、できるだけ待機児童の出ないように、もう3名ばかり保母さんをふやす予定にしています。それで、子どもがふえるということは非常にうれしいことで、少なくなるのと違って、ことしは多いということで非常に喜んでおります。できるだけ全員保育できるように、3名ほど保母さんをふやす予定であります。

○議長（前勢利夫）

2番、堀江眞智子君の再々質問を許可いたします。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

ちょっと答弁漏れがあったんですけども、この点数表のことについては、来年からはこういうことのないように、もうちょっと勉強していただいて、保護者の不安とかそういうことのないようにしていただきたいなと思います。

それから、前向きな答弁をいただけたと思いますので、ぜひとも1歳児とか2歳児だと、3歳児、4歳児とかそういう子どもたちと違って、子ども6人に1人とかそういうふうになって、先生の数もたくさん要るかもしれないんですけども、全体的な子どもたちの数も減っていると思いますので、本当に町長が答弁されたように、この後も前向きな保育の実施をしていっていただきたいなと思います。

答弁は、先ほどのこの点数表についての答弁だけお願いしたいなと思います。

○議長（前勢利夫）

福祉課長、大方君。

○福祉課長（大方 肇）

堀江眞智子議員の御質問にお答えいたします。

点数表については、今後検討させていただきます。オーバーするという形で点数表をつくっていることだと思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

以上で、2番、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 13番（新家 弘）……………

○議長（前勢利夫）

続いて、13番、新家弘君の一般質問を許可します。

13番、新家弘君。

○13番（新家 弘）

今回、私は県道楠本小川線、通称吉田バイパスの進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

この事業は、事業主体が和歌山県建設部道路課であり、国道424からちょうど向こう岸の寿楽園の100メートル上までドッキング、今しているところでございます。そのバイパスに、本年10月に巨大なすばらしい橋がかかりまして、それで今、両サイドの整備が進んでいるところでございます。地元の住民の一人として、たいへん喜んでおります。2年前に、県の土木部がこの道について行き詰まっていたりまして、ちょうどその当時、現在の中山町長に特別な、献身的な努力をしていただきまして、結果的に用地が完成するというようなことで、ただいま立派な橋がかかってございます。その橋が何年先に供用開始できるか、その点をお伺いしたいと思っております。今回質問をさせていただきます。

それから次に、吉備中学校の総合整備について質問をいたします。

質問に入る前に、町当局の教育行政に関する皆さんに対し、全国小中学校の学力テストのすばらしい成績を樹立されている事実に満身の敬意を申し上げます。

さて、吉備中学校については、現在、校舎の改築等、総合整備の計画が進められておりますが、現時点で総合整備計画はどのように進められているのか、具体的に説明を求めます。また、その周辺の、特に雨水対策についても、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

いずれにいたしましても大事業であり、必ず悔いのない完成を望むのは当然であります。この一大事業が厳しい中での当地の経済活性化に結びつけることは何よりも重要な課題であります。このため、地元関係者でできることは、あくまでも地元関係者に公正入札による受託方式をとっていただきたいので、回答を求めます。

万一、技術的観点から見て、特定免許を必要とする場合において、結果が出ても地元業者が下請可能になるよう、行政指導を行っていただきたいので町長の見解を求めます。

なお、各種資材についても地元で調達できるもの、特に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、許される可能な限りの木材、同時に地元産であり、地元で加工された木材を設計の段階で明白に表示し使用するよう、格段の努力と指導を行っていただきたい。また、この木材利用促進法には、地方公共団体の責務が規定されておりますが、どのような認識を持っておられるのか、その見解を特に求めます。

以上、私の第1回目の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

新家議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、吉田バイパス工事の進捗状況について、それと今後の見通しについてでありますけれども。吉田バイパスは、もう御承知のとおり県道楠本小川線として事業化され、工事が行われています。現在の進捗状況、今後の見通しでございますけれども、有田振興局建設部によりますと、平成7年に着工しまして、小川側の起点の橋、新吉田橋から吉田区民館先までの800メートルは、22年度に完成の予定だと聞いております。

また、その先の450メートルの間については、もう用地買収は完了してはいますが、山が急峻で軟弱な地盤のため、ちょっと設計変更がありました。それで、もとの設計でいきますと、山を物すごく切らなくてはならないということで、ちょっと道に勾配をつけて上げるそうであります。これも設計変更はもう行っていると聞いてまして、23年度から山切り工事にかかって、川にかける橋梁1カ所が完成すれば全線開通ということになるんですけれども、工事の完成は26年度と聞いております。

それと全線開通よりか、まず寿楽園まで何とか大型の検診車がスムーズに入れるようにということで建設部へお願いしまして、寿楽園の入り口までは今年度中に開けてくれるように聞いています。全部開通するのが26年度と聞いております。

それから、吉備中学校の総合整備で、現時点の現況の説明ということであります。これは教育長の答弁になってますので、教育長にさせます。

それから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に関する認識でありますけれども、木材利用促進法は本年10月1日に公布された低層の公共建造物の木造化を推進するものと理解しております。法律の中には、国の施策に準じて地方公共団体も木材の利用の促進に関する施策の策定、実施及び木材の利用に努めることが規定をされています。本町には合併時に定めた木材の利用推進に関する指針がありま

すけれども、県においても、今後、国に準じて県方針を作成する予定と聞いております。これらを参考に、有田川町の指針も国県に即したものに改め、より木材の利用が促進されるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前勢利夫）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

新家議員にお答えを申し上げます。

吉備中学校の総合整備についてでございます。

吉備中学校の改築につきましては、現校舎は耐震性が低く老朽化も進んでいることから、一刻も早く安全・安心な学校施設の整備をする必要があるため、全面的改築に向けて進めているところでございます。また、非常時には地域住民の応急の避難場所としての役割も果たすことになっております。現在、配置計画、平面計画を行い、詳細設計に入っているところでございます。予定の工程につきましては、校舎棟と武道館を平成23年度中に着手を行い、平成24年末に完成を目指しております。体育館については、平成24年度中の着手を予定しております。また、校舎改築にあわせてグラウンドの整備、外周道路の整備を行います。雨水の対策につきましては、吉備中学校周辺は市街化が進み、地表面が舗装され、雨が浸透しにくい場所がふえていることから、吉備中学校改築事業の雨水排水対策につきましては、学校敷地内に雨水貯留浸透施設を整備し、周辺への雨水流量の低減、抑制を図る計画を行っております。また、貯留した雨水をグラウンドへの散水に利用することにより、周辺地域に配慮をすることとしております。

また、本事業に関する地元説明会につきましては、実施設計完了後に説明会を行う予定であります。今回の吉備中学校の改築につきましては、地元業者の方々が受注が増すことによる経済波及効果を大いに期待しているところであり、指名業者の選定に当たっては、地元でできることは地元にとの考えにより、町内業者への発注及び育成について、可能な限り配慮をしながら進めてまいりたい、そのように考えてございます。

また、木材利用につきましては、本町においては学校施設の改築工事、並びに改修工事において、教育環境上の観点から、木材を活用した学校施設づくりに取り組んでおり、吉備中学校改築事業においても木材の利用促進に取り組んでいきたいとそういうふうな思っております。

なお、使用木材につきましては、紀州材、特に有田川町産材の優先使用に努めてまいるように配慮をしたいと、そういうふうな思っております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

13番議員、再質問がありましたらどうぞ。

13番、新家弘君。

○13番（新家 弘）

まず最初の、吉田バイパスの延長工事というのか、町道とのすり合わせ事業が今後苦慮されると思いますが、その点も今のままで伏羊へ進入する道までは、先ほどの町長の答弁では、寿楽園へ進入する大きなバスとか車が橋を通行できるというのを聞かせてもらいましたが、このバイパスが青田地内まで完成するのが、先ほど町長の方から答弁いただいたのは26年度に完成のめどというお話を聞かせてもらった。それまで楠本小川線、青田地内に非常に苦慮する狭いところがございます。ちょうどNTTの機械を設置した場所からちょっと50メートルほど上へ上がったところ、極端に県道が狭くなったところがあるので、地元早月谷を含めて青田地内の区長さんと、また五西月地区の区長さん方で、町へ早急に青田地内のあの道の整備を陳情をしてあるのやという要望を出させていただいているということを聞いております。

ぜひ、この道を町も応援をしてやっていただきたいと思うんですが、あくまでも県道でございますので、県に対して建設課の課長あたりから県へ強く要請していただいて、26年度に完成と同時に、その狭い箇所が通行できるように協力をしてやってほしいと思いますが、その点、課長の答弁を聞かせてください。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

楠本小川線の件ですけれども、これもう細いところは県がやるということで、もう決定をいただいています。ただ、用地について、その税金の面で今ちょっと調整中で、いつでも用地も片はついてますし、それが片つき次第、もう工事に着工ということで、もう測量もすべて終わっています。もう26年度まではかからないと思います。要望の箇所の拡幅については26年度までには必ずできると思います。

○議長（前勢利夫）

13番、再々質問はございませんか。

○13番（新家 弘）

これで私の質問を終わらせていただきます。

あとは要望で、校舎の関係も、今、教育長の方から詳細にわたって御説明をいただきまして。特に私は今回、お願いをしておきたいことが、雨水対策で地元の一ツ松地区の方々については、非常に苦慮、心配をしているところでございます。できるだけ早いうちに、地元の説明会をしてやっていただきたいこう思っております。非常に今現在でも、床下浸水を苦慮されているそうでございますので、その点を十分、あの低い地域については、この辺の水が全部あそこへ寄っていくというようなシステムになっているので、私も現場を歩かせてもらって、この事情を見て回りました。もう既

に、ちょっと大降りがきたら、もう水路が満タンになって低いところへ流れていくというような状況が続いているそうでございますので、早急にその点の地域への説明をよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前勢利夫）

要望ですか。

（「要望です」と新家議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

以上で、13番議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会にします。

なお、1番、増谷憲君からの一般質問は、あす12月16日、木曜日、午前9時30分より行います。

~~~~~

延会 14時00分